

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	工事中の特殊建築物等に対する措置	
根拠法令等及び条項	建築基準法第90条の2	
処分基準	根拠条項	建築基準法第90条の2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 特定行政庁は、建築基準法第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第6条第1項第1号から第3号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。</p> <p>2 第6条第1項第1号から第3号までの建築物</p> <p>(1) 別表第1(イ)欄に掲げる用途(3参照)に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの</p> <p>(3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの</p> <p>3 別表第1(イ)欄に掲げる用途</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの</p> <p>(2) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの</p> <p>(3) 学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの</p> <p>(4) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの</p> <p>(5) 倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの</p> <p>(6) 自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの</p>	